

緊急事態発生時の対応等について（中間報告）（要旨）

1．委託業者が緊急事態発生時に講じる緊急措置の種類

(1) 設定・解約の申込み受付の中止（申込み受け付けの中止）

委託業者は、信託約款で定める基準価額適用日の基準価額で処理する設定・解約の受付を中止する。なお、販売会社は、既に受付けている顧客の注文について、申込みの取消又は翌日以降の注文として処理する。

(2) 設定・解約の申込み締め切り時間の短縮（申込み締め切り時間の短縮）

委託業者は、設定・解約の申込み受付に係る締め切り時間を短縮する。なお、販売会社は、委託業者が定める締め切り時間以降の顧客からの申込みの受付を停止する。

2．措置の実施の決定及び対象ファンドの決定について

上記 1 . の措置の実施の決定については、協会特別対策部会決議により業界として統一的な対応を講じる場合を除き、各委託業者が決定する。なお、当該措置の対象となるファンドについては、基準価額への影響等を勘案し、各委託業者が決定する。

3．想定される事象とその対応策等（別紙参照）

(1) 取引所等の取引停止の場合

東京証券取引所（東証）、大阪証券取引所（大証）、名古屋証券取引所およびジャスダック証券取引所の現物取引市場

協会決議により業界として統一的な対応を講じる。この場合、取引停止の状況に応じ、「申込みの受付の中止」又は「申込み締め切り時間の短縮」の措置（以下「受付中止措置等の措置」という。）を講じる。

なお、「申込み締め切り時間の短縮」の措置を講じた場合には、営業時間内に取引が再開された場合であっても当該措置を解除しない。

国内営業時間終了後に開始される海外取引所(ロンドン、NY 等)

取引の開始時点（前場寄付）から取引が停止された場合には、各委託業者が申込みの受付中止措置を決定し、実施する。この場合販売会社は、取引が停止された日の翌営業日においては、顧客からの申込みを受け付けるが、その際「引き続き取引が停止された場合は、申込みの取消し等の措置が講じられること」を説明する。

国内営業時間と取引時間が重複する海外取引所(アジア、オセアニア等)各委託業者が受付け中止措置等の措置を決定し、実施する。

海外店頭市場(ロンドン、NASDAQ等)
基本的には、上記と同様の措置を講じる。

国内先物市場(東証または大証)
ブル・ベア型など影響が大きいと思われるファンドについて、各委託業者が受付中止措置等の措置を決定し、実施する。

海外先物市場
基本的には、上記と同様の対応を行うが、株式、債券のほか金利、為替等のような原資産であっても、当該取引が停止された場合には、同様に扱う。

為替市場、インターバンク市場
受付中止措置等の措置を講じる必要はないが、為替市場については、信託財産評価に使用する為替レートについて、協会において、規則に基づき対応し、その結果を会員に周知する。また、インターバンク市場については、協会において可能な限り情報を収集し、会員に周知する。

(2) 暴落等取引市場に混乱が生じた場合

市場が多少乱高下した場合には、協会の評価ルールに基き対応するが、連日気配相場が継続する場合など、信託財産への影響を無視できない事態が生じた場合、各委託業者が受付中止措置等の措置を決定し、実施する。

(3) 相場情報の不通や全銀ネットの停止等、市場インフラの機能停止の場合

特定の情報ベンダー等その一部が不通となった場合には、受付中止措置等の措置を講じる必要はないが、大規模地震等により相場情報の入手が全く不可能となった場合には、各委託業者が受付中止措置等の措置を決定し、実施する。また、全銀ネットの機能停止の場合、協会において可能な限り情報を収集し、会員に周知する。

(4) 委託業者の業務停止の場合

大規模地震等により被災した場合には、各委託業者が業務継続又は業務停止を判断し、その上で必要な措置を検討し実施する。

(5) 関係機関の業務停止の場合

基準価額計算システム会社、受託会社の業務停止

各委託会社が基準価額計算システム会社等の状況等を踏まえ、業務継続又は業務停止かを判断し、その上で必要な措置を検討し、実施する。

保管振替機構の停止に伴う影響等については引き続き検討する。

3．特別対策部会の運営等について

特別対策部会の迅速かつ機動的な運営のため、電話、メール等により委員の意見を求めることを可能とすること、真にやむ得ない場合、部会長(会長)の判断により措置の実施の決定を可能とすること等の規則の整備や、緊急時における特別対策部会委員会と協会との連絡体制等を整備する。

4．基準価額の公表について

受付中止措置等の措置を実施した日の基準価額は、原則として公表するが、対象取引所が長期間閉鎖された場合等、投資者の投資判断に誤解を生じさせる恐れがある場合、各委託業者の判断により非公表とすることも可能とする。

5．連絡体制の整備等

(1) 協会における体制整備

緊急事態発生時の会員等関係者との連絡体制を一層整備する。また、緊急事態対応マニュアルの見直し等必要な対応を図る。

特別対策部会の決議等の会員連絡は、原則としてメール又はFAXで一斉に送信するが、他の通信可能な手段についても検討する。併せて会員専用HPにも掲載する。

すべての通信手段が不通となった事態の対応については、今後検討する。

(2) 会員における連絡体制の整備

会員会社内の連絡網等について、必要に応じ見直しを行う。また、受付中止措置等の措置の実施に係る意思決定体制等の整備を図る。

受付中止措置等の措置の対象となるファンドについての情報を、速やかに販売会社に提供できるように準備を進める。

6．その他

引き続き、受付中止措置等の措置の実施について、目論見書へのわかりやすい形での記載が可能かどうか、信用不安回避の観点から、日々決算型ファンドについて、一般ファンドと別の対応が可能かどうか、確定拠出年金向けファンドの取扱等について検討する。